令和８年第９回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

１　**会議の年月日**　令和８年９月３０日（水）

２　**招集場所**　市役所北庁舎５階　５０２会議室

３　**出席委員等**　教育長　市岡　良庸　　委　員　小野　聡子

委　員　髙田　彩　　委　員　大井　知教

４　**欠席委員**　委　員　星山　純一郎

５　**説明のため出席した事務局職員**

教育部長	中野　裕夫
次長兼教育総務課長	髙橋　紀子
理事兼学校教育監	畑中　智
生涯学習課長	松田　直樹
参事兼教育総務課長補佐	本田　郁子

６　**傍　聴　人**　なし

７　**記　録　係**　教育総務課主幹　竹谷　敏和

教育総務課主事　村上　瑠奈

８　**開会の時刻**　午後６時２０分

９　**議事日程**

日程第１　前回議事録の承認について

日程第２　議事録署名委員の指名について

日程第３　諸般の報告

事務事業等の報告

日程第４　議　事

(1) 臨時代理事務報告第１３号　臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について(財産の取得(タブレット端末用充電器の購入)))

(2) 臨時代理事務報告第１４号　臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について(財産の取得(指導者用タブレット端末の購入)))

(3) 臨時代理事務報告第１５号　臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

（令和８年度多賀城市一般会計補正予算（第２号））

日程第５　　その他

教育長

ただいまの出席者は４名であります。定足数に達しておりますので、これより令和８年第９回教育委員会定例会を開会いたします。

なお、星山委員から本日の定例会を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

日程第１　前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和８年第８回定例会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第２　議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第２１条第３項の規定により、教育長において、小野委員、髙田委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程第３　諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の１ページをお願いします。

令和８年第８回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

はじめに教育総務課関係です。

８月２８日、多賀城市父母教師会連合会主催による「教育に関わる懇談会」が市民活動サポートセンターで開催され、教育長をはじめとする市教育委員会関係者、市内小中学校１０校のＰＴＡ会長及び役員並びに教員等で懇談が行われました。

８月３１日、令和８年度宮城県市町村教育委員会協議会第１回教育長部会が宮城県自治会館で開催され、教育長が出席しました。

９月４日から１０月２日まで２９日間の会期で、「令和８年第３回市議会定例会」が開催されております。

９月４日の本会議において、教育委員に髙田彩委員の再任につき同意を求める人事案件が審議され、承認をいただきました。

教育委員会関係の議案では、令和７年度一般会計決算及び本日、臨時代理事務報告をいたします「財産の取得（タブレット端末用充電器の購入)」及び「財産の取得（指導者用タブレット端末の購入)」、「令和８年度一般会計補正予算（第２号)」について、決算特別委員会及び文教厚生常任委員会、予算特別委員会でそれぞれ審議されております。

一般質問は、９月１０日及び１１日に行われ、教育委員会関係は５名から７件の質問が行われました。回答要旨は別紙のとおりです。

続いて生涯学習課関係です。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

令和８年９月３０日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただいまの報告について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第４　議　事

臨時代理事務報告第１３号　臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（財産の取得（タブレット端末用充電器の購入））））

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第１３号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（財産の取得（タブレット端末用充電器の購入））））」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明いたします

次　長

それでは、７ページをお願いします。

それでは、臨時代理事務報告第１３号について説明いたします。

これは、教育長に対する事務委任等規則第３条の規定により、臨時に代理したので、同規則第６条第４号の規定により報告するものです。

９ページをお開きください。

令和８年８月２７日付けで、市長より、法の規定に基づき、議会に提出する財産の取得（タブレット端末用充電器）に関する議案について、意見を求められたものです。

左側８ページの臨時代理書をご覧ください。当該議案に関しては、記載のとおり異議がない旨を回答しております。

それでは、議会に提出した議案の内容についてご説明いたします。１０ページをお願いします。

これは、児童・生徒の学習者用タブレット端末の家庭用充電器を購入するに当たり、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得方法につきましては、指名競争入札により売買契約を締結し、取得するものでございます。

入札の経過等については、次の１１ページをご覧ください。

こちらが入札執行調書でございます。調書上段の「入札件名」や「入札日時」等は、記載のとおりでございます。「入札種別」につきましては、指名競争入札でございます。「入札者」及び「入札価格」等は、調書の中段に記載のとおりでございます。

なお、「入札者」については、本市の物品・役務の登録事業者のうち、宮城県に本店又は支店等がある事業者の中から、主にパソコン周辺機器を取り扱う事業者２１者を指名し、当日、入札に参加した事業者が、日本アバカス株式会社、株式会社祐文堂、株式会社太陽事務機の３社でございます。

また、「入札価格」欄に記載しているとおり、１６社が辞退、２社が失格となっております。

入札を執行した結果、予定価格の範囲内において最低価格で入札した株式会社祐文堂が税抜き１，７８８万７，２００円で落札したものでございます。

この落札価格に消費税及び地方消費税１０％に相当する額を加算した契約金額は、１，９６７万５，９２０円となるものでございます。

以上の結果に基づきまして、令和８年７月６日付で仮契約を締結したものでございます。

続きまして、事業の概要につきましてご説明いたしますので、１０ページをお願いします。

項番の「１取得する財産の種別及び数量」につきましては、タブレット端末用充電器を予備機を含めて合計５，１４０台購入するものでございます。

次に、「２取得の方法」につきましては、指名競争入札による売買契約となります。

「３取得価格」につきましては、消費税等を含めた金額で１，９６７万５，９２０円となります。

「４取得の相手方」につきましては、株式会社祐文堂でございます。

１２ページをご覧ください。

「１タブレット端末用充電器購入の概要」についてです。

（1）の目的についてですが、本件は、文部科学省が進めるＧＩＧＡスクール構想第２期の趣旨を踏まえ、児童生徒が家庭において持続的・効果的なＩＣＴ学習を行えるよう、その利用環境を確保するために家庭用充電器を購入するものでございます。

令和８年第２回市議会定例会において購入をお認めいただきました学習者用タブレット端末には、充電器が１つ付いておりますが、そちらは学校内で使用いたしますので、今回は家庭用として購入するものでございます。

（2）納入時期は、令和９年１月２９日まで。（3）納入場所は、市内小中学校と予備分を市役所に納入するものでございます。（4）以降につきましては、先ほど説明いたしましたとおりでございますので、省略いたします。

以上で、タブレット端末用充電器購入に係る財産の取得についての説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。

小野委員。

小野委員

家庭用充電器について、児童生徒への配付及び家庭での使用方法は、どのような運用を予定していますか。

次　長

学校では学校用充電器を使用し、家庭用充電器は各家庭に常置する運用を予定しています。児童生徒がタブレット端末を家庭に持ち帰った際は、家庭用充電器を使用して充電することとしています。

小野委員

そうすると、小学生は学年の初めに家庭用充電器を渡して、６年生の卒業時に返却する運用となるのでしょうか。

次　長

今回タブレット端末の入れ替えがございますので、その時に今貸与している充電器については返却していただいて、今回購入する充電器は新しいタブレットと一緒に学校を通じてお渡しすることとなります。

大井委員

意外に高いですね。

次　長

現在使用している充電器は、タブレット端末に接続するＬ字型の接続部分が破損しやすい構造となっておりました。今回購入する充電器は接続部分が破損しにくい機種を選定しておりまして、１台当たりの定価が７，４８０円のものであります。それが今回の入札で１台当たり３，８２８円で購入することになるものです。コネクターやケーブルに負担がかかりにくく、破損しにくいものを選定しており、５年間程度の使用を想定しております。

教育長

ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第１３号について承認します。

臨時代理事務報告第１４号　臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（財産の取得（指導者用タブレット端末の購入））））

教育長

次に、臨時代理事務報告第１４号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（財産の取得（指導者用タブレット端末の購入））））」を議題といたします。内容につきましては次長から説明します。

次　長

１３ページをお願いします。

臨時代理事務報告第１４号について説明いたします。

これは、教育長に対する事務委任等規則第３条の規定により、臨時に代理したので、同規則第６条第４号の規定により報告するものです。１５ページをご覧くださ

い。これは、令和８年８月２７日付けで、市長より、法の規定に基づき、議会に提出する財産の取得（指導者用タブレット端末の購入）に関する議案について、意見を求められたものです。左側１４ページの臨時代理書をご覧ください。当該議案に関しては、記載のとおり、異議がない旨を回答しております。

それでは、議会に提出した議案の内容についてご説明いたしますので、１６ページをお願いします。

これは、教職員が使用する指導者用タブレット端末を購入するに当たり、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得方法につきましては、指名競争入札により売買契約を締結し、取得するものでございます。

入札の経過等につきまして御説明申し上げますので、１７ページをご覧ください。入札執行調書でございます。調書上段の「入札件名」や「入札日時」等は、記載のとおりでございます。「入札種別」につきましては、指名競争入札でございます。「入札者」及び「入札価格」等は、調書の中段に記載のとおりでございます。

なお、「入札者」については、本市の物品・役務の登録事業者のうち、宮城県に本店又は支店等がある事業者の中から、主にタブレットやパソコンを取り扱う事業者２０者を指名し、当日、入札に参加した事業者が、テクノ・マインド株式会社、株式会社エー・アール・シー、株式会社内田洋行の３社でございます。また、「入札価格」欄に記載しているとおり、１２社が辞退、５社が失格となっております。

入札を執行いたしました結果、予定価格の範囲内において最低価格で入札したテクノ・マインド株式会社が、税抜き８，９５０万円で落札したものでございます。この落札価格に消費税及び地方消費税１０％に相当する額を加算した契約金額は、９，８４５万円となるものでございます。

以上の結果に基づきまして、令和８年７月３１日付で仮契約を締結したものでございます。

続きまして、事業の概要につきましてご説明いたしますので、１６ページをお願いします。

項番の「１　取得する財産の種別及び数量」につきましては、指導者用タブレット端末を予備機を含めて合計４００台購入するものでございます。次に、「２　取

得の方法」につきましては、指名競争入札による売買契約となります。「３　取得価格」につきましては、消費税等を含めた金額で９，８４５万円となります。「４　取得の相手方」につきましては、テクノ・マインド株式会社でございます。

次に、１８ページをご覧ください。

「１指導者用タブレット端末購入の概要」についてです。（1）の目的についてですが、本件は、市内小中学校等における校務の効率化及び指導体制の充実を図るため、教職員が使用する指導者用タブレット端末「クロームブック」を購入するものでございます。現在、教職員は授業用と校務用の２台の端末を使い分けておりますが、今回、児童生徒と同じ端末である「クロームブック」を購入し、１台に統合することで利便性を高めるとともに、円滑な指導を可能といたします。次に、(2)納入時期は、令和９年１月２９日まで。(3) 納入場所は、市内小中学校と、予備分を市役所に納入するものでございます。（4）以降につきましては、先ほど説明いたしましたとおりでございますので、省略いたします。

以上で､指導者用タブレット端末購入に係る財産の取得についての説明を終わります

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。質疑はありませんか。大井委員。

大井委員

１７ページの一番下に記載のある多賀城市契約規則第９条の２にはどのような内容が規定されているのですか。

教育部長

これは失格の要件を規定しているものでありまして､指名した事業者から入札前に辞退の申出があった場合は「辞退」となります。一方で、何の連絡もなく入札当日に来庁せず、入札に参加しなかった場合を「失格」としております。

小野委員

指導者用タブレット端末の仕様について教えてください。授業のほか、校務にも使用するのか、また、ＣＰＵなどの性能について教えてください。

教育部長

児童生徒が使うクロームブックと同じですが、より性能の高い仕様としております。授業用と校務用の双方に対応できるものとしており、機能性の高い仕様となっております。現在はWindowsを使いながらクロームブックも使っていますが、２台を併用する場合と比較して費用を抑えることができ、さらに性能面でも優れていることから、今回の機種を選定しております。

小野委員

クロームブックというと小型のタブレットというイメージがありますが、今回導入する端末は比較的大きく、教室にも持ち運ぶことができ、職員室でも使用できるものなのでしょうか。

教育部長

そのとおりです。学校内では場所を選ばず使用できるものとなっております。ただし、現在職員室で使っているものよりも画面サイズが小さくなりますので、別途モニターも用意して、モニターに接続することによって大きな画面で確認できるよう対応します。

小野委員

モニターも今回の契約の中に入っているのですか。

教育部長

モニターは今回の契約に含まれておりません。少し詳しく説明いたしますと、今年度中に購入予定のＩＣＴ関連機器等は、児童生徒の学習用端末、持ち帰り用の充電器、タブレットケース、教職員用には端末と職員室で使えるモニターです。また、市議会に対して議案として提出するものとしないものの違いですが、取得する財産の入札を行う際の予定価格が２，０００万円を超えるものにつきましては議会の議決を要する規定になっているため、２，０００万円を超えるもののみ議会の議案として提出することになっております。

小野委員

指導者用タブレット端末のタッチペンなども購入しているということですね。

教育部長

タッチペンもタブレットの付属品となっております。

教育長

現在はWindowsパソコンを使用していますが、クロームブックへの移行により、主にドキュメントやスプレッドシートを使用することになります。

小野委員

Excelを使いたいという人はどうなりますか。

教育部長

Excelを使っている先生方もスプレッドシートに変換できますし､Wordもドキュメントに簡単に変換できます。操作については、今後、使用に習熟していく必要があると考えております。

教育長

照会などがWordやExcelで届いた場合には、Windowsパソコンも各学校に５台配備しますので､それを使ってWindows系のアプリケーションはそちらで対応できることになります。

教育部長

現在、事務局ではWindows端末を使用しており、通常の業務ではWordとExcelを使用していますが､各学校とのやり取りについては、スプレッドシートとドキュメントで対応することを考えております。

高田委員

今後、クラウドのストレージ容量なども拡張していくのですか。

教育長

データはクラウド上に置くため、相当な容量がありますので問題ありません。

大井委員

自宅に持ち帰った場合でもクラウドにつなぐことはできるのですか。

教育部長

指導者用タブレット端末については、自宅への持ち帰りは想定しておりません。

様々な校務内容を取り扱うことになりますので、学校内に限って使用する運用とします。

大井委員

児童生徒が自宅に持ち帰った場合にはクラウドに接続できるようになっているのですか。

教育部長

はい。接続できるようになっています。

小野委員

クラスルームでやり取りする場合、例えば学級の連絡をしたり宿題を出したりした時など、教員は自宅でそれを見ることはできますよね。成績処理などはどうですか。

学校教育監

基本的にはクラウド上にデータがあるため、個人のパソコン等からアクセスして成績処理も可能です。

教育部長

ただし、今回購入する指導者用タブレット端末の持ち帰りについては原則として推奨しておりません。

髙田委員

どこでも使用できる端末であることから、出先などではフリーWi-Fi を使用しないなど、セキュリティーに対する意識を持って管理していく必要があると思います。

学校教育監

その点も含め、現在、ガイドラインの整理を進めています。しっかりと安全に運用できるように努めてまいります。

教育長

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第１４号について承認します。

臨時代理事務　臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の報告第１５号　議案の作成に係る意見について（令和８年度多賀城市一般会計補正予算（第２号））

教育長

次に、臨時代理事務報告第１５号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（令和８年度多賀城市一般会計補正予算（第２号））」を議題といたします。内容につきましては次長から説明します。

次　長

それでは、１９ページをお願いします。

臨時代理事務報告第１５号は、教育長に対する事務委任等規則第３条の規定により、臨時に代理したので、同規則第６条第４号の規定により報告するものです。

別冊の臨時代理事務報告第１５号関係資料をご用意願います。

１ページをお願いします。

これは、令和８年８月２７日付けで、市長より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、令和８年度多賀城市一般会計補正予算（第２号）の調製について意見を求められたものです。

先ほどの議案資料最後のページ２０ページをお願いします。

こちらが、臨時代理書で、当該議案に関しては、記載のとおり、異議がない旨を回答しております。

それでは、教育委員会所管に係る内容を御説明いたしますので、臨時代理事務報告第１５号関係資料の５ページをお願いします。

こちらは、歳出予算に係る補正額の総括表です。市一般会計全体で、補正額が３億７，３２２万７千円となっており、教育委員会所管につきましては、下の太枠で囲まれた欄にありますとおり１０款教育費で、２，２６６万円の増額となっております。

内容について説明いたしますので２８，２９ページをお願いします。

１０款２項１目、小学校費の学校管理費で、２０，１３７千円の増額補正をするものです。説明欄１学校施設維持管理事業[小学校]は、小学校の児童が使用する机１５９台及び椅子１６３脚を令和７年度から令和９年度の３か年の購入計画に基づき購入するため、２６９万１千円を増額補正するものです。

次に、説明欄２学校環境整備事業[小学校]は、天真小学校の学校用地の南側法面

の整備工事を行うに当たり、設計業務委託を行うもので、１，７４４万６千円を増額補正するものです。

これは、令和８年５月に天真小学校の南側法面が一部崩落しているとの周辺住民からの情報提供を受け、現場調査を行い、法面の風化や既設ワイヤーネットの劣化等を確認いたしました。その後、応急措置として簡易的な落石防止柵を設置いたしましたが、周辺住民の安全確保を図るため、恒久対策に向けた詳細設計を早期に実施する必要があることから、今回、増額補正するものです。

次のページをお願いします。

次に、３項１目、中学校費の学校管理費で、２５２万３千円の増額補正をするものです。

説明欄１学校施設維持管理事業[中学校]は、小学校と同様に、中学校の生徒が使用する机１８９台及び椅子１０４脚を令和７年度から令和９年度の３か年の購入計画に基づき購入するものです。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第１５号について承認します。

日程第５　その他

教育長

次に、日程第５その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和８年第９回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後８時１０分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主幹　竹谷　敏和

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和８年１０月２８日

多賀城市教育委員会

教育長　　市　岡　　良　庸

委　員　　小　野　　聡　子

委　員　　髙　田　　彩